

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 6 月 3 0 日契約締結分				部局名		長崎労働局			
物品・役務等の名称及び数量		契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	再就職の 役員の数 (人)	備 考	公共調達審査会 審議結果状況（所見）
1	長崎労働局建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	株式会社 T B M 東京都港区六本木 1－4－5	9240001019949	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから、令和 7 年度に引き続き契約。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	83,137,296	83,137,296	100.00%	-		適正
2	ハローワークプラザ長崎建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	長崎つきまち株式会社 長崎県長崎市築町 3－1 8	5310001001416	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから、令和 7 年度に引き続き契約。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	14,046,396	14,046,396	100.00%	-		適正
3	ヤングハローワーク長崎建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	長崎つきまち株式会社 長崎県長崎市築町 3－1 8	5310001001416	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから、令和 7 年度に引き続き契約。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	11,279,676	11,279,676	100.00%	-		適正
4	ハローワークプラザ佐世保建物賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	ながさき西海農業協同組合 長崎県佐世保市吉井町立石 1 2－1	8310005003067	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから、令和 7 年度に引き続き契約。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	5,148,000	5,148,000	100.00%	-		適正
5	令和 8 年度 長崎労働局清掃管理業務委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	株式会社 T B M 東京都港区六本木 1－4－5	9240001019949	入居しているビルの契約業者であり、競争を許さない契約。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	4,420,344	4,420,344	100.00%	-	⑤再委託	適正
6	令和 8 年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	社会福祉法人 南高愛隣会 長崎県諫早市福田町 3 5 7 番地 1 5	1310005004798	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、化屋区の性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	29,271,608	29,271,608	100.00%	-		適正
7	令和 8 年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	社会福祉法人 民生会 長崎県佐世保市光町 1－3 5	8310005003901	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、化屋区の性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	25,069,134	25,069,134	100.00%	-		適正
8	令和 8 年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	社会福祉法人 ゆうわ会 長崎県長崎市西山 4－6 1 0	7310005000866	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、化屋区の性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	23,846,837	23,846,837	100.00%	-		適正
9	令和 8 年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	社会福祉法人 悠久会 長崎県島原市宮の町 2 4 9－1	6310005005305	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、化屋区の性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	16,642,019	16,642,019	100.00%	-		適正
10	令和 8 年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	社会福祉法人 さゆり会 長崎県五島市下崎山町 6 9 9	7310005006822	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、化屋区の性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	8,505,712	8,505,712	100.00%	-		適正
11	令和 8 年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町 7－1	令和8年4月1日	社会福祉法人 米寿会 長崎県対馬市美津島町鶏知乙 5 1 1－3	3310005006768	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、化屋区の性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	8,459,181	8,459,181	100.00%	-		適正

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間	令和８年４月１日～令和８年６月３０日契約締結分				部局名		長崎労働局			
物品・役務等の名称及び数量		契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	再就職の 役員の数 (人)	備 考	公共調達審査会 審議結果状況（所見）
12	令和８年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町７－１	令和8年4月1日	特定非営利活動法人あたたかい心 愛知県名古屋市瑞穂区新開町24－49	5180005005831	都道府県が選定した委託先候補法人を本省へ提出し、本省からの内示を受けて初めて委託先法人が決定されるものである。したがって、労働局において委託先法人を公募して競争により決定することができないものであり、化屋区の性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第２９条の３第４項）	7,038,149	7,038,149	100.00%	-		適正
13	高齢者活躍人材確保育成事業	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町７－１	令和8年4月1日	公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会 長崎県長崎市大黒町３－１	4310005007245	高齢者雇用安定法第４４条第１項第３号に基づき、シルバー人材センターが地域の高年齢退職者に対し、臨時的・短期的・軽易な業務に係る就業を行うにあたり必要な知識及び技能の付与を目的とする技能講習として実施する事業であり、シルバー人材センターが実施主体となる。現在、各都道府県において知事が指定するシルバー人材センターは、全都道府県とも各都道府県シルバー人材センター連合会が指定されていることから、本事業の委託先として唯一の団体となり、契約の目的又は性質が競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第２９条の３第４項）	30,000,000	30,000,000	100.00%	-		適正
14	令和８年度 各種システムのソフトウェアサポート及び使用許諾契約並びに保守契約	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町７－１	令和8年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋４－２73－3	5130001002985	業務システムに係るソフトウェアの所有権、著作権及び販売権は左記業者にあり、競争を許さない場合であるため、随意契約としたもの。（会計法第２９条の３第４項）	5,169,120	5,169,120	100.00%	-		適正
15	長崎労働局駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 山下 拓志 長崎労働局 長崎県長崎市万才町７－１	令和8年4月1日	株式会社TBM 東京都港区六本木１－４－５	9240001019949	契約相手方を変更することにより非効率・不経済であることから、令和７年度に引き続き契約。（会計法第２９条の３第４項）	1,716,000	1,716,000	100.00%	-		適正

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（１者の場合は「１者」、２者の場合は「２者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第９９条第１号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約（@●●※単価額）」